

# 高松市危機管理指針の概要

## 第1章 総則

### 第1 目的

この指針は、高松市における危機管理に関する基本的事項を定めることにより、本市および関係機関等そして市民が相互に連携協力を図り、総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を推進し、もって市民の生命、身体および財産の安全を確保することを目的とする。

### 第2 定義

#### 1 危機

この指針における危機とは、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産に直接的かつ重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態をいい、「自然災害等」、「武力攻撃事態等」および「緊急事態等」に大別する。

- 自然災害等  
自然災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。
- 武力攻撃事態等  
武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第1項の規定に基づき作成した高松市国民保護計画で規定する「武力攻撃事態」および「緊急対処事態」をいう。
- 緊急事態等  
緊急事態等とは、感染症、環境汚染などといった、自然災害等および武力攻撃事態等以外の危機をいう。

#### 2 危機管理

危機管理とは、平常時には危機の発生防止に努め、危機発生時には迅速かつ的確に対処して被害の軽減を図り、危機収拾後には市民生活等を速やかに復旧させる組織的な対応をいう。

### 第3 責務等

#### 1 市の責務

市民の生命、身体および財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方自治体、その他の関係機関および市民と相互に連携・協力し、危機に関わる対策を総合的に推進する。

#### 2 市民の協力

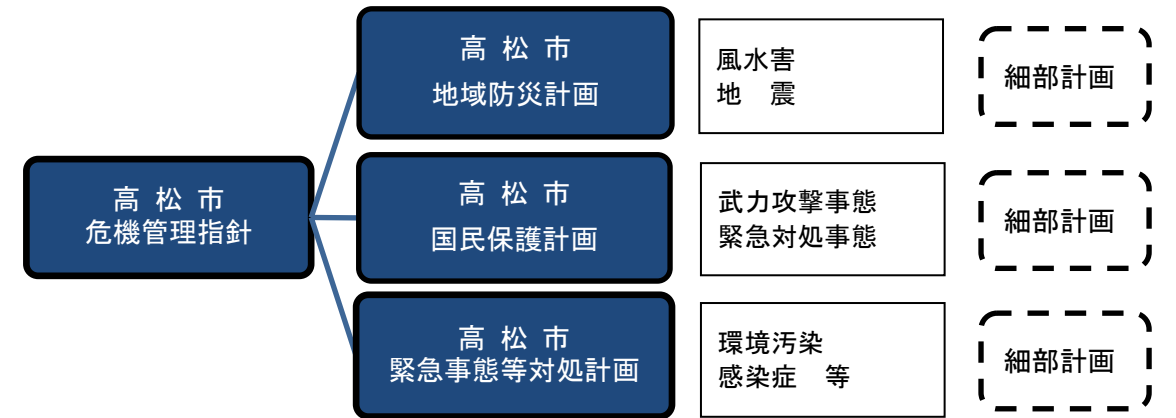
平常時から危機対策の訓練や研修に積極的に参加するなど、危機管理に関する知識・技術の習得に努めるとともに、危機発生時には自らの身を守るよう行動し、地域において相互に連携して危機に対処するなど自助・共助に努める。

#### 3 事業者の協力

その管理する施設、組織等における危機管理体制の整備に取り組むとともに、その能力を活用して市の危機管理や市民、地域の防災組織等と積極的に連携・協力し、共助に努める。

## 第2章 危機管理計画

高松市の危機管理に関する計画の体系



## 第3章 事前対策

市は、想定される危機の情報収集や分析など予防対策に取り組み、迅速かつ的確な応急対策や円滑な復旧対策を実施するため、危機管理体制の整備を行う。

- 危機管理対応マニュアルの作成
- 資機材等の備蓄・整備
- 関係機関等との協力体制の整備
- 訓練・研修への取り組み
- 市民・事業者への啓発

## 第4章 応急対策

市は、危機発生時において、市民の生命、身体および財産の安全の確保を最優先として、被害を最小限に抑えるため、関係機関等と連携して応急対策を実施する。

- 初動体制の確立
- 危機対処方針の決定
- 市民の安全確保
- 関係機関等との連携
- 市民への情報提供

## 第5章 復旧対策

市は、危機収拾後において、迅速かつ円滑な市民生活の回復を図るため、生活再建支援等の復旧対策を実施する。

さらに、再発防止、被害の軽減のため、細部計画（危機管理対応マニュアル）の修正を含めた検証を実施する。

- 安全性の確認
- 市民等への情報提供
- 復旧の推進
- 検証